

京都市介護保険条例の一部を改正する条例（平成25年11月11日京都市条例第39号）（保健福祉局長寿社会部介護保険課）

市税の延滞金の割合との均衡を図るために、保険料の延滞金の割合を市税の延滞金の割合に合わせる必要があるため、改正することとしました。

この条例は、平成26年1月1日から施行することとしました。

京都市介護保険条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年11月11日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 39 号

京都市介護保険条例の一部を改正する条例

京都市介護保険条例の一部を次のように改正する。

第10条第1項及び第2項を次のように改める。

法第132条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者は、納期限後に普通徴収に係る保険料を納付する場合においては、当該保険料の額に、延滞金額を加算して納付しなければならない。

2 京都市市税条例第9条第1項各号列記以外の部分及び附則第3条の9第1項の規定は、前項の延滞金額を計算する場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、別に定める。

第10条第3項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 第1項の延滞金額を計算する場合において、その計算の基礎となる保険料の額に1,000円未満の端数があるとき、又はその保険料の額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

4 前2項の規定により計算した延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市介護保険条例第10条の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

(保健福祉局長寿社会部介護保険課)